

防整技第7387号
28.4.1
一部改正 防整技第15120号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部総務部会計課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

地上デジタル放送電波障害調査に係る実施要領について（通知）

標記について、関連文書に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

関連文書：防整技第7159号。28.3.31

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官、地方協力局総務課長、在日米軍協力課長、防衛監察本部統括監察官

別紙

地上デジタル放送電波障害調査に係る実施要領

令和6年版

整備計画局施設整備官

第1	総則.....	1
1	目的.....	1
2	調査業務の種類及内容.....	1
(1)	机上検討.....	1
(2)	現地調査.....	1
第2	調査実施要領.....	2

地上デジタル放送電波障害調査に係る実施要領

第1 総則

1 目的

本要領は、建設工事に起因する地上デジタル放送の受信障害に係る調査に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 調査業務の種類及内容

調査業務の種類及び内容は次のとおりとする。

(1) 机上検討

ア 机上計算による受信障害範囲の検討

イ この範囲での受信障害棟数等（世帯数）の把握

(2) 現地調査

ア 事前調査

(ア) 受信障害発生前の受信状況調査を行い受信状況の把握を行う

(イ) 受信障害範囲の予測

(ウ) 改善方策の検討

(エ) 受信障害棟数等（世帯数）の把握

イ 中間調査

(ア) 建設中に受信状況調査を行い受信障害状況の把握を行う

(イ) 改善方策の検討

(ウ) 受信障害棟数等（世帯数）の把握

(エ) 工事の進捗に合わせた受信障害範囲の設定

(オ) 改善方策に伴う必要事項の確認

ウ 事後調査

(ア) 建設完了後の受信状況調査を行い受信障害状況の確定を行う

(イ) 受信障害範囲の確定

(ウ) 改善方策の確定

(エ) 受信障害棟数等（世帯数）の確定

(オ) 改善方策に伴う必要事項の確定

第2 調査実施要領

1 机上検討

(1) 受信障害範囲の推定

受信障害発生が予想される範囲について建造物の規模・形状、周辺の地形・障害物等を配慮し、机上計算により受信障害範囲の検討を行う。

(2) 調査対象範囲

机上計算により求められた受信障害範囲の距離及び幅のそれぞれ25%増しの地域を調査対象範囲とする。

2 現地調査

事前、中間・事後の現地調査は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」及び財団法人日本CATV技術協会発行「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」による。